民事訴訟法（証拠収集等関係）部会資料	1

民事訴訟法（証拠収集等関係）の見直しに当たっての検討課題

第１　基本的な視点

１　民事訴訟手続の実情

情報通信技術の高度な進展や社会経済関係の複雑化等の社会経済情勢の変化に伴い、民事関係の紛争は専門・複雑化し、多様化する傾向にあるが、このことにより、従来から課題として指摘されていた当事者による証拠等の収集の困難さが増し、迅速な審理を阻害する要因の一つとなっているものと考えられる（注１）。例えば、医療関係や建築関係の紛争等のほか、近年はシステム開発や複雑な金融商品の取引を巡る紛争等が増加しているが、このような審理・判断に当たって科学技術や高度な専門的知見を要する民事訴訟において、事案解明に必要な証拠等を当事者が早期に収集する仕組みが不十分であるとの指摘がある。また、オンライン取引や匿名配送サービス等の進展に伴い、取引の相手方に関する情報を十分に把握しないまま取引関係に入る事案も増えており、民事訴訟の提起に当たって被告を特定することが困難な事案も少なくないとの指摘もある。

このような状況において、民事訴訟による紛争解決を望んでいるにもかかわらず、紛争の相手方に関する情報や証拠の収集ができずにこれを断念するという事態が増加することを防止し、民事訴訟における審理をより一層適正かつ迅速なものとするためには、民事訴訟手続における証拠等の収集手続を拡充することを中心として、民事訴訟制度の見直しを検討する必要性がある。

民事訴訟手続における証拠等の収集手続については、平成８年の民事訴訟法改正（平成８年法律第１０９号。以下「平成８年改正」という。）により、文書提出義務の一般義務化、当事者照会の規定の新設等の改正がされ、その後も、文書提出命令に関する規律の見直しを内容とする改正（平成１３年）や、訴えの提起前における証拠収集の処分等の手続の拡充等を内容とする改正（平成１５年）など、逐次の見直しがされてきた。これらの見直しの後、民事訴訟手続の適正・迅速化等に一定の効果があったものと考えられるものの、審理に要する期間が大きく短縮するといった状況にはなく、なお、国際競争力を強化する観点等からも、証拠等の収集手続の更なる拡充と事案解明力の向上が必要であるとして、証拠収集制度に関する規定を見直し、既存の制度の実効性を向上させ、また、新たな制度の創設を求める要望がある。他方で、証拠等の収集手続の更なる拡充を検討するに当たっては、プライバシーや営業秘密等について秘匿する利益を適切に保護する視点との合理的な調和

を求める要望もある。

２　検討の経緯及び意義

証拠収集制度に関する規定の見直しについては、平成３０年に、「経済財政運営と改革の基本方針 2018－少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現」（骨太方針）において、「民事司法制度改革を政府を挙げて推進する」こととされ、これを受けて開催された民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の取りまとめ（令和２年３月）では、「民事訴訟における情報・証拠収集制度の充実については、民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会において、事案解明機能を向上させて国際競争力を強化する観点も踏まえて引き続き検討する必要がある。」とされた。こうした状況を受け、平成３０年７月に設置された「民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会」における「情報・証拠収集WG」では、令和４年３月に「民事訴訟法制に関する検討事項」が取りまとめられ、その中で、情報・証拠収集制度の強化、既存の制度の実効性確保、情報・証拠に含まれる秘密の保護といった点に関する検討の必要性が指摘されるに至った（注２～４）。

このような状況の下で、民事訴訟における審理をより一層適正かつ迅速なものとするという観点から、民事訴訟手続における証拠等の収集制度を拡充することを中心として、民事訴訟制度の見直しを検討する意義があるといえる。

（注１）紛争の複雑困難化、多様化の状況

民事第一審訴訟事件のうち審理期間が２年を超えた既済事件に占める割合が最も多いのは「その他の損害賠償[1]」（３５．９％）であり（裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第１１回・令和７年公表））、その割合は増加傾向にある。

民事第一審訴訟事件のうち審理期間が２年を超えた既済事件に占める「その他の損害賠償」請求事件の割合

第２回（Ｈ１９公表）	第３回（Ｈ２１公表）	第４回（Ｈ２３公表）
２１．８％	２４．６％	２５．１％
第５回（Ｈ２５公表）	第６回（Ｈ２７公表）	第７回（Ｈ２９公表）

[1] 建築瑕疵損害賠償、交通損害賠償、医療損害賠償、公害損害賠償、売買代金、貸金、立替金、建築請負代金、手形金、手形異議、金銭債権存否、労働金銭、知的財産金銭、金銭のその他、建物、土地、土地境界、労働、知的財産、請求異議、第三者異議、公害差止め、責任追及等、共通義務確認以外の事件が「その他の損害賠償」に分類される。

２６．２％	２８．５％	２９．９％
第８回（Ｈ３１公表）	第９回（Ｒ３公表）	第１０回（Ｒ５公表）
３１．３％	３２．９％	３２．０％
第１１回（Ｒ７公表）		
３５．９％		

（注２）「経済財政運営と改革の基本方針 2018－少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現－」（骨太方針）（平成３０年６月１５日閣議決定）

「民事司法制度改革を政府を挙げて推進する」

（注３）民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議・取りまとめ（令和２年３月）

「民事訴訟における情報・証拠収集制度の充実については、民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会において、事案解明機能を向上させて国際競争力を強化する観点も踏まえて引き続き検討する必要がある。」

（注４）民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会　情報・証拠収集WG「民事訴訟法制に関する検討事項」（令和４年３月）

「ICT（情報通信技術のこと。“Information and Communication Technology”の略。）の利活用の進展を含む社会経済状況の変化等に伴い、民事紛争が専門・複雑化、多様化、国際化していること等に鑑み、近時では、様々な団体から、証拠収集制度の拡充等を中心とした民事訴訟法制の見直しを求める意見が示されるに至っている。」などとして、「（現行）制度の実効性確保のための課題」、「情報・証拠に含まれる秘密の保護の必要性」及び「争点及び証拠の整理のプロセスの在り方を併せて検討することの必要性」などを指摘する意見が紹介されている。

第２　想定される検討事項

１　訴えの提起前における証拠収集の処分等に関する検討事項

訴えの提起前における照会（民事訴訟法第１３２条の２以下）や、訴えの提起前における証拠収集の処分(同法第１３２条の４以下)の制度について、その適切な利用を促進する観点から、その見直しについてどのように考えるか。

（補足説明）

訴えの提起前における照会や訴えの提起前における証拠収集の処分の制度は、平成１５年法律第１０８号による民事訴訟法の改正により創設された。これらの制度は、訴訟手続の計画的進行を図り、審理の充実・迅速化を実現

するために創設されたものであるが、実務上、その利用は低調であるとの指摘がある（注１・２）。

そこで、これらの制度の適切な利用を促進し、審理の充実・迅速化を図る観点から、その利用要件を緩和するなどの見直しをすることが考えられる。他方で、照会等を受ける相手方の権利の保護や制度の濫用に伴う弊害のおそれについても配慮する必要性が高いとの指摘もある。

以上を踏まえ、訴えの提起前における照会や証拠収集の処分の制度の見直しを検討するに当たり、その要否や見直しの内容等について、どのように考えるか。

（注１）訴えの提起前における証拠収集の処分の新受件数（裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第１１回）資料５【表５】）

	件数		件数
平成２７年	５５件	令和２年	６４件
平成２８年	６２件	令和３年	５４件
平成２９年	７１件	令和４年	５２件
平成３０年	７８件	令和５年	４４件
令和元年	４６件	令和６年	２９件

（注２）日本弁護士連合会・民事裁判手続に関する委員会が実施した会員向けアンケート結果（令和３年３月２３日～同年４月２３日実施）

回答者９３９名のうち、訴えの提起前における照会の制度を「利用したことがある」と回答したのは８０名に、訴えの提起前における証拠収集の処分制度を「利用したことがある」と回答したのは３０名にとどまった。

また、訴えの提起前における照会の制度を「利用したことがある」との回答をした者（８０名）のうち、被予告通知者から照会に応じない旨の回答しか得られなかった者や回答がなかった者は３９名であった（複数回答の結果）。

２　訴状の送達前における被告等に関する情報収集の手続に関する検討事項

被告又はその法定代理人（以下「被告等」という。）を特定するため、又は被告等に訴状を送達するために、訴状の送達前に被告等に関する情報を収集する手続に関する規律を設けることについて、これを設けることとした場合の手続の利用要件や調査の方法等を含め、どのように考えるか。

（補足説明）

原告は、訴えを提起するに当たり、訴状に被告等の氏名を記載し（民事訴訟法第１３４条第２項第１号)、訴状の送達に必要な情報を把握する必要がある（同法第１３８条第２項、第１３７条)。

もっとも、現代社会においては、オンライン取引や匿名配送のサービス等の進展に伴い、取引の相手方の氏名や所在等の情報を十分に把握しないまま取引関係に入る場合が増えているが、訴えを提起するために第三者から相手方に関する情報を得ようとしても、個人情報の保護等を理由に回答が得られないことも少なくないとの指摘や、オートロックシステムを備えた共同住宅の増加に伴い、紛争の相手方の居住実態に関する調査に困難を伴うことが多いとの指摘がある。さらに、このような状況を奇貨として、自身の氏名・住所等の情報を積極的に隠匿し、取引の相手方に不利益を及ぼそうとする者も存在するとの指摘がある。

そこで、原告自身で被告等に関する情報を収集することが困難であるといえる場合を念頭に、訴状の送達前に裁判所を通じて被告等に関する情報を収集することを可能とする手続を設けることが考えられる（注)。他方で、被告等が手続に関与しない段階で、原告の一方的な主張を踏まえて裁判所が調査を実施することに関し、考慮すべき反対利益もあると考えられる。

以上を踏まえ、訴状の送達前に被告等に関する情報を収集する手続に関する規律を設けることについて、その要否や制度の利用要件、裁判所が行う調査の方法等を含め、どのように考えるか。

（注）実務上、被告等に関する情報を収集するための調査嘱託を実施する例があり、民事訴訟法第１３３条の３第１項の規定は、このような実務での取扱いを前提とする規定であると考えられる。

３　訴えの提起後の当事者間における情報収集の手続に関する検討事項

訴えの提起後の当事者間における情報収集の手続について、その実効性を向上させ、審理の充実や迅速化を図る観点から、その見直しについてどのように考えるか。

（補足説明）

当事者照会（民事訴訟法第１６３条）の制度は、平成８年改正により創設されたものであり、訴えの提起後、主張又は立証を「準備するため」に必要な事項について、相手方に対して照会することができ、相手方には訴訟法上の回答義務が生ずると解されており、裁判所が関与せずに当事者間において照会と回答を行う制度であることが特徴である。

もっとも、実務においては、相手方が回答を拒絶することが見込まれるなど実効性に欠けると認識されていること等から、その利用は低調であるとの指摘がある（注）。

そこで、当事者照会の実効性を向上させるなどすることで、争点や証拠の整理の充実、促進を図ることが考えられる。他方で、回答義務を負う者の負担にも配慮する必要があると考えられる。

以上を踏まえ、訴えの提起後の当事者間における情報収集の手続に関する規律の見直しを検討するに当たって、その要否や内容等について、どのように考えるか。

（注）日本弁護士連合会・民事裁判手続に関する委員会が実施した会員向けアンケート結果（令和３年３月２３日～同年４月２３日実施）によれば、回答者９３９名のうち、当事者照会を「したことがある」と回答したのは１０７名にとどまった。また、同じ回答者のうち当事者照会を「受けたことがある」と回答したのは５８名にとどまった。

４　文書提出命令に関する検討事項

⑴　文書提出義務を負う場合に関する規律

文書の所持者が文書提出義務を負う場合に関する規律について、最高裁判所の判例を踏まえ、その見直しについてどのように考えるか。

（補足説明）

文書提出命令に関して、民事訴訟法は、文書の所持者に文書の一般的提出義務を認めた上で、その提出義務の除外事由を定めている（同法第２２０条第４号）。文書の所持者が文書提出義務を負う場合については、最高裁判所の判例により規範が具体化されてきている。

そこで、裁判所による文書提出命令の判断の予測可能性を高める観点等から、判例により示された規範を明文化するなどの見直しをすることが考えられる。他方で、文書の所持者の負担や濫用的な申立てがされるおそれ等についても考慮する必要があると考えられる。

以上を踏まえ、文書の所持者が文書提出義務を負う場合に関する規律の見直しを検討するに当たって、その要否や内容等について、どのように考えるか。

⑵　文書提出義務の除外事由の証明責任の負担

文書提出義務の除外事由に関し、その存否が明らかでない場合における

証明責任に関する規律を明確にすることについて、どのように考えるか。

（補足説明）

文書提出義務の除外事由に関し、その存否が明らかでない場合における証明責任については、民事訴訟法第２２０条第４号の規定の構造から、文書提出命令の申立人が、除外事由が存在しないことについて証明責任を負うものと考えられている。

もっとも、申立人は、当該文書の内容を必ずしも十分に把握していないことから、除外事由の不存在について適切な証明活動を期待することができない場合もあり得るのに対し、文書の所持者は、当該文書の内容を把握していることから、除外事由の存在について適切な証明活動を期待し得る。このような関係から、文書提出義務の除外事由について、文書の所持者が事実上の立証の負担を負うべきであるとの意見があり、実務において一定程度の理解を得られていると考えられる。

そこで、民事訴訟法の規定上、文書の所持者が、除外事由の存在について証明責任を負うことを明らかにすることが考えられるが、どうか。

⑶　文書の特定のための手続

文書の特定のための手続（民事訴訟法第２２２条）に関し、その実効性を向上させるなどの観点から、その見直しについてどのように考えるか。

（補足説明）

文書提出命令は、文書の表示や趣旨を明らかにしてしなければならない（民事訴訟法第２２１条第１項第１号、第２号）。申立人が、申立ての対象とする文書の表示や趣旨を明らかにすることが著しく困難であるときは、一定の要件の下で、文書の特定のための手続（同法第２２２条）を利用することができる。裁判所による文書特定の求めがあった場合には、文書の所持者は、文書の表示又は趣旨を明らかにすべき公法上の義務を負うと解されているが、文書の所持者がその義務に反して回答しない場合の効果については明文の規定がないことから、この手続によっても文書の所持者からの回答を得られるとは限らず、実効性に欠けるとの指摘や、実務上その利用は低調であるとの指摘がある。

そこで、文書の特定のための手続に関する規律について、その実効性を向上させる観点から、その見直しをすることが考えられる。他方で、文書の所持者の負担や濫用的な申立てがされるおそれ等も考慮する必要があると考えられる。

以上を踏まえ、文書の特定のための手続に関する規律の見直しの検討をするに当たり、その要否や内容等について、どのように考えるか。

５　専門家その他の第三者の知見の収集の手続に関する検討事項

専門家その他の第三者の知見の収集の手続に関する規律を設けることについて、その要否や手続の利用要件等を含め、どのように考えるか。

（補足説明）

民事訴訟法には、専門家の知見を得るための制度として、鑑定や専門委員の制度等がある。

もっとも、経済取引が専門・複雑化するなどしている現代社会において、一定の取引慣行や平均的な水準に関する専門的知見等を収集する場合には、特定の専門家から意見を聴取するよりも、個人を含め広く一般から知見を収集することが効果的な手段となり得る場合があると考えられる。

そこで、特許法（昭和３４年法律第１２１号）における第三者意見募集制度（同法第１０５条の２の１１）の規律等も参考に、裁判所が、広く一般に対し、知見に基づく見解を提出することを求める制度を設けることが考えられる。

以上を踏まえ、専門家その他の第三者の知見の収集の手続に関する規律を設けることについて、その要否や手続の利用要件等を含め、どのように考えるか。

（参考）特許法（昭和３４年法律第１２１号）

（第三者の意見）

第百五条の二の十一　民事訴訟法第六条第一項各号に定める裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟の第一審において、当事者の申立てにより、必要があると認めるときは、他の当事者の意見を聴いて、広く一般に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、相当の期間を定めて、その者の選択により書面又は電磁的方法（民事訴訟法第百三十二条の二第一項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。）のいずれかにより意見を提出することを求めることができる。

２　民事訴訟法第六条第一項各号に定める裁判所が第一審としてした特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟についての終局判決に対する控訴が提起された東京高等裁判所は、当該控訴に係る訴訟において、当事者の申立てにより、必要があると認めるときは、他の当事者の意見を聴いて、広く一般に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、相当の期間を定めて、その者の選択に

より書面又は電磁的方法のいずれかにより意見を提出することを求めることができる。

3　当事者は、裁判所書記官に対し、前二項の規定により提出された書面の閲覧若しくは謄写若しくはその正本、謄本若しくは抄本の交付又はこれらの規定により電磁的方法によつて提出された意見に係る電磁的記録の閲覧若しくは複写若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供を請求することができる。

4　民事訴訟法第九十一条第五項（同法第九十一条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、第一項及び第二項の規定により提出された書面の閲覧及び謄写並びにこれらの規定により電磁的方法によつて提出された意見に係る電磁的記録の閲覧及び複写について準用する。

5　第一項及び第二項の規定により裁判所に提出された書面及び電磁的記録を記録した記録媒体については、民事訴訟法第百三十二条の十三の規定は、適用しない。

6　当事者等の秘密の保護に関する検討事項

⑴　訴訟記録の閲覧等の制限に関する規律の見直し

訴訟記録の閲覧等の制限に関する規律(民事訴訟法第９２条)に関して、民事訴訟手続に提出された資料に含まれる第三者の秘密を保護するための規律を設けることについて、その要否や保護の対象とすべき秘密の内容、実効性の確保の手段等を含め、どのように考えるか。

（補足説明）

ア　民事訴訟法上、訴訟手続に提出された資料に含まれる秘密の保護のために、第三者による訴訟記録の閲覧等を制限する措置を講ずることができる（同法第９２条第１項)。もっとも、その保護の対象は当事者の秘密に限られており、訴訟外の第三者の秘密は保護の対象とされていないため、当事者が第三者の秘密情報を含む資料の提出をためらうことも考えられる。

そこで、第三者の秘密も閲覧等制限の対象とすることが考えられる。他方で、当事者は第三者の秘密の要保護性に係る事情を必ずしも十分に把握していないことから、第三者の秘密の要保護性をどのように判断するかなどについては具体的な検討が必要であると考えられる。

イ　また、後記⑵の措置を講ずることとした場合には、第三者の秘密もその保護の対象とすることについて検討することが考えられる。

ウ　以上を踏まえ、民事訴訟手続に提出された資料に含まれる第三者の秘密を保護するための制度に関する規律を設けることについて、その要否

や保護の対象とすべき秘密の内容、実効性の確保の手段等を含め、どのように考えるか。

⑵　秘密情報の保護に関する規律の見直し

民事訴訟手続に提出された資料に含まれる当事者の秘密をより適切に保護する観点から、秘密情報の二次的な利用を制限する規律を設けることについて、その要否や保護の対象とすべき秘密の内容、実効性を確保するための手段等を含め、どのように考えるか。

（補足説明）

民事訴訟法では、基本的には、当事者の一方が提出した資料を受領した相手方当事者が、当該資料から得た情報を二次的に利用することを制限する規定は、設けられていない（注）。

もっとも、情報通信技術の進展等により、私人による情報発信が容易になるとともに、その情報が社会一般に伝播していく速度も極めて速く、また、長期間にわたってインターネット上に掲載され続けるおそれが増大しているものといえ、このような状況を背景として、秘密情報を含む資料を訴訟手続に提出することをためらうことが考えられる。

そこで、訴訟手続に提出された資料に含まれる秘密情報の二次的な利用の制限など、秘密情報を保護する措置を講ずることで、訴訟手続に提出される資料を充実させ、審理の充実を図ることが考えられるが、民事訴訟手続に提示された秘密情報の保護に関する規律の創設に関する検討をするに当たって、その要否や保護の対象とすべき秘密の内容、実効性の確保の手段等について、どのように考えるか。

（注）秘匿決定がある場合における、秘匿部分の第三者への開示を禁止する民事訴訟法第１３３条の４第７項の規定があるが、制裁の規定は設けられていない。

7　その他の検討事項

民事訴訟の専門・複雑化や多様化に適切に対応する観点から、専門的訴訟の管轄を見直し、専門的訴訟の審理に関する知見を積極的に活用し、効率的な審理を可能とする措置を講ずることが考えられるが、どうか。

また、手続の合理化により審理の迅速化を図る観点から、事件が係属する裁判所に裁判官が現実に所在しないで一定の期日を実施することを可能とする措置や、濫用的な忌避申立てへの迅速な対応を可能とする措置等が考えられるが、どうか。

さらに、科学技術が急速に進展する中、適正な審理を確保する観点から、民事訴訟手続における証拠等を取り巻く現代的課題への対応について検討することが考えられるが、どうか。

その他、民事訴訟における審理をより一層適正かつ迅速なものとするという観点から検討すべき事項として、どのようなものが考えられるか。